

すまいの
総合保険

フルハウス



NIPPONKOA
INSURANCE

日本興亜損保

2010年8月改定

「すまい」をまるごとお守りします。



フルハウス 「すまい」をまるごとお

建物+家財(オプション)

「すまい」をとり巻くさまざまな危険

※フルハウスでは、地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする損害は補償されません。詳細はP.4「地震保険のおすすめ」をご覧ください。



外部からの物体の衝突



給排水設備の事故などによるみずぬれ水濡れ



騒擾・集労働伴う



※戸建てタイプの建物に限り補償をセッしないこともできます。

損害額×100%お支払い(ご契約金額限度)

※建物のご契約金額(保険金額)の設定にあたっては、新築価格を評価させていただきます。
 ※家財のご契約金額も評価額いっぱい設定することをおすすめします。

家財をご契約の場合、貴金属・宝石・美術品などは1点30万円を限度として、時価を基準に保険金をお支払いします。(30万円を超える補償を希望される場合は、1点1点の価額を明記のうえ明記物件補償特約をセッしてお引き受けいたします。ただし、合計で100万円が限度となります。)

お支払いする損害保険金

損害保険金の他に上記の事故に伴いお支払いする諸費用

損害保険金×30%
100万円限度(*1)

臨時費用(*2)

損害保険金をお支払いする場合にお支払いします。

損害保険金×10%
限度の実費

残存物取片づけ費用

残存物の取片づけに必要な費用をお支払いします。

P.5「保険金をお支払いする場合」をご覧ください。

修理付帯費用

事故の際に生じる原因調査費用や仮修理の費用などをお支払

損害保険金×10%
200万円限度

特別費用

ご契約金額と同額の損害保険金をお支払いする場合にお支払

1被災世帯50万円
ご契約金額×20%限度

失火見舞費用(*2)

第三者の建物などに損害を与えた場合の見舞金の費用をお支

ご契約金額×5%
300万円限度

地震火災費用

地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災により建

実費

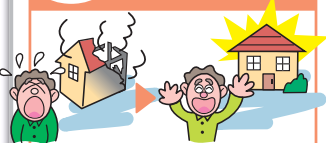
損害防止費用

上記事故で、消火活動のため支出した必要または有益な費用

(*1)居住専用建物の場合は100万円限度。それ以外の建物の場合は500万円限度となります。また、損害保険金×10%(建物の種類によ
 (*2)居住専用建物の場合は300万円限度。それ以外の建物の場合は500万円限度となります。また、損害保険金×30%(建物の種類によ

その他 こんな費用もお支払いします。

戸建て専用 建てかえ費用(*4)/ 建てかえ時特別費用(*4)(*5)



火災にあった建物を、修理せずに取りこわし、2年以内に新築した。(70%以上の損害が生じた場合)

建てかえ費用
 [ご契約金額-損害保険金]限度の実費
 建てかえ時特別費用
 ご契約金額×10%(200万円限度)

戸建て専用 敷地内構築物 修復費用



建物の火災で、庭木や物干しも燃えてしまった。
 1事故につき10万円限度の実費

マンション戸室専用 バルコニー等 修繕費用



強風で看板が飛んできて、バルコニーの手すりごとこわれた。(専用使用する共用部分が対象)
 1事故につき10万円限度の実費

戸建て専用/戸室共通 ドアロック 交換費用



日本国内においてドアの鍵を盗まれたので、ドアロック(錠)をとり替えた。
 1事故につき1つの錠あたり3万円限度、合計200万円限度の実費

戸建て専用/戸室共通 水道管修理費用 ※家財をご契約の場合のみ



水道管が凍結でこわれた。
 1事故につき10万円限度の実費
 ※建物のみご契約の場合は、上記建物の補償「偶然な事故による破損など」としてお支払いします。

(*4)ご希望により補償をセッしないこともできます。 (*5)損害付帯諸費用をセッされた場合、お支払いの対象となりません。

建物

いつでも新築価格基準でお支払い

新築価格を基準に保険金をお支払いしますので安心です(※)。なお、ご契約期間(保険期間)が6年以上の場合でご契約期間中に建築費などの変動によりご契約金額(保険金額)を調整する必要が生じた場合には、日本興亜損保よりご案内します。(「保険金額調整等に関する特約」付き)

- <ご注意> 1.調整により、ご契約金額が減額となる場合には保険料を返還いたします。また、ご契約金額を増額していただくべき場合には、追加保険料を請求させていただきます。この際お払込みがない場合には、お支払いする保険金が減額されることがありますのでご注意ください。
2.お支払いする保険金はご契約金額が限度となります。

家財

いつでも新品価格基準でお支払い

ご契約金額を限度にいつでも新品価格を基準にお支払いします(※)。(貴金属・宝石・美術品などを除きます。)

(※)修理可能な場合は、新築・新品価格と修理代金のいずれか低い額をお支払いします。

フルハウスの保険料について

- フルハウスの保険料は、建物の所在地、用途・用法、構造(柱の材質)または耐火性能などによって異なります。
(注1)法令上の耐火建築物・準耐火建築物に該当する場合または省令準耐火建築物に該当する場合にはお申し出ください。
(注2)他社の火災保険契約からお切替えの場合にはお申し出ください。
- フルハウスの保険料は、ご契約期間(保険期間)の初日に適用される料率・割引制度などにより決定されます。したがって、ご契約期間の初日以降に、フルハウスについて料率改定や割引制度の新設・改定などを行った場合でも、ご契約済みの保険料は変更しません。また、これらの改定は予告なく実施することがありますので、あらかじめご了承ください。
(注)家財の補償・地震保険を自動的に継続する方式で主契約(建物の補償のご契約)のご契約期間と合わせてご契約いただく場合、料率改定などを行ったときは、自動継続時に家財の補償・地震保険の保険料を変更します。

割引制度について

フルハウスでは、ご契約の保険料に次の割引を適用できる場合がございます。割引適用にあたっては所定の方法により確認させていただきますので、詳細は取扱代理店または日本興亜損保までお問い合わせください。

割引名称	建物	家財	適用条件の概要
自動車保険ユーザー割引(5%)	○	○	フルハウス*と同一のご契約者が自動車保険を日本興亜損保でご契約いただいている場合(またはフルハウス*と同時に自動車保険をご契約いただく場合) ※ご契約期間(保険期間)が5年以下の契約に限ります。
消火設備割引 (併用住宅に限り適用できます。)	○	×	自動火災報知設備、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備などの消火設備を設置し、所定の条件(昼夜を問わず監視する者がいるなど)を満たしている場合

すまいの安心サービス

フルハウスをご契約いただいた皆様のために、うれしい次の無料電話相談サービスをご用意しています。

1 OQ修理サービス

鍵あけ・水回りのトラブルでお困りの際、24時間・年中無休体制で専門業者を手配いたします。作業費用などの実費はおお客様のご負担となります。ただし、応急修理(※)の費用(出張費用・作業費用)に限り無料となります。(修理業者などをご手配いただく前に「すまいの安心サービス」へご連絡いただくことが条件となります。)

(※)住居用ドアの鍵あけ、トイレのつまり除去などの30分程度の軽作業をいいます(それ以外の場合の費用は有料となりますのでご注意ください。)。また、無料でサービスをご利用いただけるのは1契約あたり1年につき1回に限ります。詳細は「安心ガイド(ご契約のしおり)」をご覧ください。

2 防犯機能アップ応援サービス

すまいの防犯機能アップに役立つ、ピッキングに強い錠、防犯センサーなどの設置業者をご紹介します。

3 住宅相談サービス

すまいの維持管理、リフォームなどすまいに関するさまざまなご相談に対して電話でお応えします。

4 法律相談サービス

さまざまな法律相談に対して、弁護士が電話で適切なアドバイスを行います。

5 税務相談サービス

税務全般のご相談に対して、税理士が電話で適切なアドバイスを行います。

6 健康・医療相談サービス

健康・医療全般のご相談に対して24時間・年中無休体制で電話でお応えします。

7 介護関連相談サービス

介護全般のご相談に対して電話でお応えします。

(注1)上記のサービスは2010年4月現在のものです。一部のサービスについては、地域によってご利用いただけない場合やサービス内容が予告なく変更される場合またはご利用を制限させていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。

(注2)上記サービスのうち「OQ修理サービス」「防犯機能アップ応援サービス」「住宅相談サービス」「法律相談サービス」「税務相談サービス」は株式会社プレステージ・インターナショナルに、「健康・医療相談サービス」「介護関連相談サービス」は明治安田システム・テクノロジー株式会社にサービスの運営実施を委託しています。

(注3)受付時間などサービスの詳細は、「安心ガイド(ご契約のしおり)」をご覧ください。

【環境への取組み】Eco-Net約款(えこねっと約款)について

【対象となるご契約】ご契約者が個人のご契約

フルハウスでは、地球環境保護のため、紙の使用量を削減するEco-Net約款(*)を導入しております。趣旨にご賛同いただき、Eco-Net約款を選択いただいた個人のご契約者には50ポイント分の「エコ・アクション・ポイント」を進呈いたします。

(*)「安心ガイド(ご契約のしおり)」(Eco-Net約款)を、日本興亜損保のホームページ内で閲覧いただく方法です。(保険証券は作成・送付いたします。)

エコ・アクション・ポイント事業について

家庭の温室効果ガスを削減するため、環境省が推進する事業です。エコ・アクション・ポイントを貯めるとさまざまなエコ関連商品などと交換することができます。

- <ご注意> エコ・アクション・ポイント事業は「エコポイントの活用によるグリーン家電普及促進事業」(通称エコポイント)とは異なります。
・Eco-Net約款は個人のご契約者が対象です。法人のご契約者は対象となりませんのでご注意ください。
・エコ・アクション・ポイントを取得いただく際は、日本興亜損保のホームページ内に開設された「お客様専用サイト(安心My.com)」をご覧ください。一定期間内に手続きを行っていただく必要があります。
※Eco-Net約款およびエコ・アクション・ポイントの詳細は「Eco-Net約款チラシ」をご用意しておりますので、取扱代理店または日本興亜損保までお問い合わせください。



地震保険のおすすめ

地震による損害には地震保険が必要です。

フルハウスでは、地震・噴火またはこれらによる津波(以下「地震等」といいます。)による損害は補償されません。地震等による火災(延焼・拡大も含みます。)によって生じた損害だけでなく、発生原因を問わず地震等で延焼・拡大した損害も補償されません。

地震保険をおすすめします。

※フルハウスでは、地震等を原因とする火災によって建物が半焼以上となった場合、あるいは家財をご契約の場合に家財が全焼となった場合に限り、地震火災費用保険金としてご契約金額(保険金額)の5%をお支払いします。ただし、1事故につき1敷地内ごとに300万円を限度とします。

地震保険は、地震等を原因とする火災・損壊・埋没・流失によって建物または家財に損害が生じた場合に保険金をお支払いします。

地震保険のお支払金額

建 物		家 財	
損害の程度	保険金のお支払額	損害の程度	保険金のお支払額
全 損	建物の地震保険ご契約金額の100%(時価が限度)	全 損	家財の地震保険ご契約金額の100%(時価が限度)
半 損	建物の地震保険ご契約金額の 50%(時価の50%が限度)	半 損	家財の地震保険ご契約金額の 50%(時価の50%が限度)
一 部 損	建物の地震保険ご契約金額の 5%(時価の 5%が限度)	一 部 損	家財の地震保険ご契約金額の 5%(時価の 5%が限度)

●「全損」「半損」「一部損」とは

損害の程度	建 物	家 財
全 損	地震等により損害が生じ、主要構造部(基礎、柱、壁、屋根など)の損害の額が、その建物の時価の50%以上となった場合、または焼失もしくは流失した部分の床面積が、その建物の延床面積の70%以上となった場合	地震等により損害が生じ、損害の額が家財の時価の80%以上となった場合
半 損	地震等により損害が生じ、主要構造部の損害の額が、その建物の時価の20%以上50%未満となった場合、または焼失もしくは流失した部分の床面積が、その建物の延床面積の20%以上70%未満となった場合	地震等により損害が生じ、損害の額が家財の時価の30%以上80%未満となった場合
一 部 損	地震等により損害が生じ、主要構造部の損害の額が、その建物の時価の3%以上20%未満となった場合、または地震等による水災で床上浸水もしくは地盤面より45cmを超える浸水を被った場合で全損・半損に至らない場合	地震等により損害が生じ、損害の額が家財の時価の10%以上30%未満となった場合

(注)1回の地震等による損害保険会社全社の支払保険金総額が5兆5,000億円を超える場合、お支払いする保険金は、算出された支払保険金総額に対する5兆5,000億円の割合によって削減されることがあります。(2010年4月現在)

地震保険のご契約にあたって

●地震保険をご契約いただける物は

居住用の建物	住居のみに使用される建物および併用住宅をいいます。
家 財	自動車や1個または1組の価額が30万円を超える貴金属・宝石・美術品などを除きます。

●地震保険のご契約金額(保険金額)は

建物・家財ごとにフルハウスのご契約金額の30%~50%に相当する範囲内で、地震保険のご契約金額を定めていただけます。ただし、他の地震保険契約と合算して建物5,000万円、家財1,000万円が限度となります。(マンションなどの区分所有建物の場合は、各区分所有者ごとにこの限度額が適用されます。)

●地震保険のお申込みは

地震保険は、単独ではご契約いただけません。フルハウスにセットして地震保険をお申し込みください。地震保険を希望されない場合には、フルハウス契約申込書の「地震保険について」にご署名またはご捺印をお願いいたします。

※大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令された場合には、その警戒宣言が発令された地域に所在する建物または家財については地震保険をご契約いただけません(前年同条件での更改契約はお引き受けいたします。)

地震保険の割引制度について

地震保険には建物の建築年月、免震・耐震性能に応じた保険料の割引制度があります。割引適用にあたっては、所定の確認資料のご提出が必要になります。(確認資料をご提出いただけない場合は、割引適用ができませんのでご注意ください。)

割引名称	割引内容	割引適用にあたり必要な確認資料(いずれか1つをご提出ください。)
建築年割引 (2001年10月1日以降ご契約期間が開始するご契約に適用可能)	1981年(昭和56年)6月1日以降に新築された建物である場合、10%の割引を適用できます。	建物登記簿謄本(写)、建物登記簿権利証(写)、建築確認書(写)、検査済証(写)などの対象建物の新築年月が確認できる公的機関等(国・地方公共団体、地方住宅供給公社、指定確認検査機関等)が発行する書類(写)、登記申請書(写)、建築確認申請書(写)などの対象建物の新築年月が確認できる公的機関等が受領印を押印した書類、宅地建物取引業法に基づく重要事項説明書(写)
耐震診断割引 (2007年10月1日以降ご契約期間が開始するご契約に適用可能)	地方公共団体などによる耐震診断または耐震改修の結果、改正建築基準法(1981年(昭和56年)6月1日施行)における耐震基準を満たす場合、10%の割引を適用できます。	耐震診断の結果により、国土交通省の定める基準(平成18年国土交通省告示第185号)に適合することを地方公共団体、建築士などが証明した書類(写)、耐震診断または耐震改修の結果により減税措置を受けための証明書(耐震基準適合証明書、住宅耐震改修証明書、地方税法施行規則附則第7条第6項 ^② の規定に基づく証明書)(写) (注)2007年(平成19年)4月の法改正により、同附則は第7条第5項に変更
耐震等級割引 (2001年10月1日以降ご契約期間が開始するご契約に適用可能)	住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく住宅性能評価を受けている場合、または国土交通省の定める「耐震診断による耐震等級の評価指針」に基づく耐震診断を受けている場合、耐震等級に応じ10%~30%の割引を適用できます。	建設住宅性能評価書(写)(未交付の場合は設計住宅性能評価書(写))、耐震性能評価書(写)
免震建築物割引 (2007年10月1日以降ご契約期間が開始するご契約に適用可能)	住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく免震建築物である場合、30%の割引を適用できます。	建設住宅性能評価書(写)(未交付の場合は設計住宅性能評価書(写))

※上記の割引は重複適用できません。

地震保険料控除が受けられます。

地震保険をご契約いただいた場合、お払い込みいただいた保険料が一定額(所得税は50,000円、住民税は25,000円)を限度としてその年のご契約者(保険料負担者)の課税所得から控除されますので、税負担が軽減できます。(2010年4月現在)

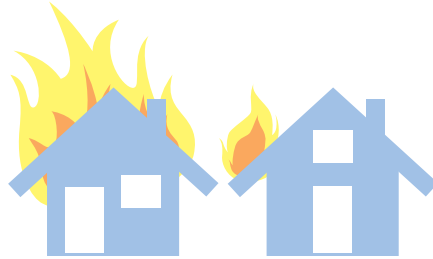
お支払いする保険金の主な内容

損害保険金	次の偶然な事故により保険証券記載の建物に損害が生じた場合、その再調達価額（新価） ^{*1} に基づき算定した損害額を損害保険金としてお支払いします。（ご契約金額（保険金額）が限度） ①火災②破裂・爆発③落雷④建物外部からの物体の飛来・衝突など⑤給排水設備または他の戸室で生じた事故による水濡れ⑥騒擾、労働争議に伴う暴力行為または破壊行為など⑦風、雹、雪災（建物については損害額が20万円以上となった場合）⑧台風、暴風雨などによる洪水・高潮・土砂崩れなどの水災（損害割合が30%以上の場合または床上浸水もしくは地盤面より45cmを超える浸水を被った場合）⑨盗難⑩①から⑨まで以外の偶然な事故（1事故につき自己負担額1万円 ^{*2} ） ※1: 再調達価額（新価）とは、損害が生じた地および時におけるその保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力の物を再築するのに必要な額（新築価格）をいいます。ただし、修理可能な場合は新築価格と修理代金のいずれか低い額とします。 ※2: 保険証券にこれと異なる金額が表示されている場合にはその金額となります。 (注) ●⑤は水濡れ損害不担保特約をセットされた場合、お支払いの対象となりません。 ●⑦は風、雹、雪災の定額免責設定特約をセットされた場合（保険金支払方法が「実損型」の場合）、損害額が20万円未満のときもお支払いの対象となります。 ●⑧は水災不担保特約をセットされた場合、お支払いの対象となりません。 ●⑩は建物危険限定補償特約をセットされた場合、お支払いの対象となりません。			
	ご契約内容に応じて次の費用保険金・損害防止費用をお支払いします。			
建物の補償	費用保険金・損害防止費用	費用保険金などの種類	保険金をお支払いする場合	
		臨時費用保険金	上記①から⑦までの事故により損害保険金をお支払いする場合にお支払いします。（上記①から⑦までの損害保険金の30% ^{*3} 相当額。居住専用建物の場合:1事故につき1敷地内ごと ^{*4} に100万円限度。それ以外の建物の場合:1事故につき1敷地内ごと ^{*4} に500万円 ^{*3} 限度） ※3: 保険証券にこれと異なる支払割合・限度額が表示されている場合にはその支払割合・限度額となります。 ※4: 1敷地内ごとの限度額は、保険の対象が建物・家財の場合にはこれらを合算して適用されます。以下同じです。 (注)臨時費用保険金不担保特約または損害付帯諸費用補償特約をセットされた場合、お支払いの対象となりません。	
		残存物取片づけ費用保険金	上記①から⑦までの事故の際、残存物の取片づけに必要な費用（実費）をお支払いします。（上記①から⑦までの損害保険金の10%限度） (注)損害付帯諸費用補償特約をセットされた場合、お支払いの対象となりません。	
		修理付帯費用保険金	上記①から⑩までの事故の際に生じる原因調査費用（実費）や仮修理工費用（実費）などをお支払いします。（居住専用建物の場合:1事故につき1敷地内ごとにご契約金額×10%または100万円のいずれか低い額が限度。それ以外の建物の場合:1事故につき1敷地内ごとにご契約金額×30%または1,000万円のいずれか低い額が限度） (注)損害付帯諸費用補償特約をセットされた場合、お支払いの対象となりません。	
		特別費用保険金	上記①から⑩までの事故によりご契約金額と同額の損害保険金をお支払いする場合にお支払いします。（損害保険金の10%相当額。ただし、1事故につき1敷地内ごとに200万円限度） (注)損害付帯諸費用補償特約をセットされた場合、お支払いの対象となりません。	
		失火見舞費用保険金	保険証券記載の建物から発生した上記①、②の事故で、第三者の建物などに損害を与えた場合の見舞金の費用をお支払いします。（1被災世帯あたり50万円。ただし、1事故につきご契約金額の20%限度） (注)失火見舞費用保険金不担保特約をセットされた場合、お支払いの対象となりません。	
		地震火災費用保険金	地震等を原因とする火災により建物が半焼以上となった場合にお支払いします。（ご契約金額の5%相当額。ただし、1事故につき1敷地内ごとに300万円限度）	
		損害防止費用	上記①から⑩までの事故で、消火活動のために支出した必要または有益な費用（実費）をお支払いします。	
		損害付帯諸費用保険金（特約をセットされた場合のみ）	上記①から⑦までの事故により損害保険金をお支払いする場合に、「臨時費用保険金」「残存物取片づけ費用保険金」「修理付帯費用保険金」「特別費用保険金」の代わりにお支払いします。（上記①から⑦までの損害保険金の30% ^{*5} 相当額。居住専用建物の場合:1事故につき1敷地内ごとに300万円 ^{*5} 限度。それ以外の建物の場合:1事故につき1敷地内ごとに500万円 ^{*5} 限度） ※5: 保険証券にこれと異なる支払割合・限度額が表示されている場合にはその支払割合・限度額となります。	
		建てかえ費用保険金	上記①から⑩までの事故により建物の損害割合が70%以上となった場合に「ご契約金額－損害保険金」を限度に建てかえ費用（実費）をお支払いします（損害が生じた日から2年以内に同一用途の建物に建てかえた場合に限り）。また、建てかえに伴う取りこわし費用（実費）もお支払いします。（建てかえ費用保険金の10%限度） (注)建てかえ費用補償特約をセットされない場合、お支払いの対象となりません。	
		建てかえ時特別費用保険金	建てかえ費用保険金をお支払いする場合にお支払いします。（ご契約金額の10%相当額。ただし、1事故につき1敷地内ごとに200万円限度） (注)建てかえ費用補償特約をセットされない場合または損害付帯諸費用補償特約をセットされた場合、お支払いの対象となりません。	
		敷地内構築物修復費用保険金	建物について損害保険金をお支払いする場合で、建物所在敷地内に設置された物干し、庭木、遊具、井戸などの付属構築物にも損害が生じたとき、その修理費用（実費）をお支払いします。（1事故につき1敷地内ごとに10万円限度）	
バルコニー等修繕費用保険金	分譲マンション入居者が専用使用する共用部分の偶然な事故による損害について、管理規約に基づき出費した修理費用（実費）をお支払いします。（1事故につき1敷地内ごとに10万円限度）			
ドアロック交換費用保険金	日本国内において保険証券記載の建物のドアの鍵が盗まれた場合、ドアロック（錠）の交換に必要な費用（実費）をお支払いします。（1事故につき合計200万円限度。ただし、1つのドアロック（錠）あたり3万円限度）			
地震の補償	～建物・家財ごとに地震保険をご契約の場合に限りです。～ 地震等を原因とする火災・損壊・埋没または流失によって、ご契約の建物または家財に損害が生じた場合、損害の程度により、次の金額をお支払いします。			
	建 物		家 財	
	損害の程度	保険金のお支払額	損害の程度	保険金のお支払額
	全 損	建物の地震保険ご契約金額の100%（時価が限度）	全 損	家財の地震保険ご契約金額の100%（時価が限度）
半 損	建物の地震保険ご契約金額の 50%（時価の50%が限度）	半 損	家財の地震保険ご契約金額の 50%（時価の50%が限度）	
一 部 損	建物の地震保険ご契約金額の 5%（時価の 5%が限度）	一 部 損	家財の地震保険ご契約金額の 5%（時価の 5%が限度）	
家財の補償（オプション）	次の偶然な事故により保険証券記載の建物内に収容されている家財に損害が生じた場合、その再調達価額（新価） ^{*6} に基づき算定した損害額を損害保険金としてお支払いします（ご契約金額が限度）。ただし、貴金属、宝石、美術品などについては時価によって損害額を算定します。 ※6: 再調達価額（新価）とは、損害が生じた地および時におけるその保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力の物を再取得するのに必要な額（新品価格）をいいます。ただし、修理可能な場合は新品価格と修理代金のいずれか低い額とします。 (注)貴金属、宝石、美術品などの損害額は1個、1組または1対について30万円を超えるときは、その損害額を30万円とみなします。30万円を超える補償を希望される場合はお申し出ください。 上記「建物の補償」の①から⑨までの事故 ⑩電化製品の電氣的・機械的事故（1事故につき自己負担額3,000円、支払限度額30万円。対象電化製品は、新品にて購入した日（購入した日が確認できない場合は製造日とします。）からその日を含めて3年以内で、電力をコンセントから取り入れる物をいい、電池・充電のみで動作する物を含みません。また、空調・電気・給排水設備などの建物付属設備は除きます（建築後に取り付けられた冷暖房装置は対象となります。）。なお、保険金ご請求の際には、領収証・保証書などの購入日・保証内容が確認できる資料をご提出ください。）⑪①から⑩まで以外の偶然な事故（1事故につき自己負担額3,000円、支払限度額30万円）⑫建物から一時的に持ち出した家財の日本国内の他の建物内での①から⑦までおよび⑨の事故（家財のご契約金額の20%または100万円のいずれか低い額限度） ●家財をご契約の場合、前記「建物の補償」の<臨時費用保険金>、<残存物取片づけ費用保険金>、<修理付帯費用保険金>（通貨、預貯金証書などの盗難についてはお支払いの対象となりません。）、<特別費用保険金>、<失火見舞費用保険金>、<地震火災費用保険金>（家財が全焼または家財を収容する建物が半焼以上となった場合）、<損害防止費用>、<ドアロック交換費用保険金>の他に次の費用保険金をお支払いします。（「損害付帯諸費用補償特約」をセットされた場合は、<失火見舞費用保険金>、<地震火災費用保険金>、<損害防止費用>、<損害付帯諸費用保険金>、<ドアロック交換費用保険金>の他に次の費用保険金をお支払いします。）			
	保険金の種類	保険金をお支払いする場合		
水道管修理費用保険金	水道管が凍結によりこわれた場合、修理費用（実費）をお支払いします。（1事故につき1敷地内ごとに10万円限度） (注)建物のみご契約の場合は、上記「建物の補償」の⑩の保険金としてお支払いします。			
(注) ●⑧は水災不担保特約をセットされた場合、お支払いの対象となりません。 ●⑩は電化製品等電氣的・機械的事故補償特約をセットされない場合、お支払いの対象となりません。				

お支払いする保険金の主な内容(オプション)

建物罹災時の 仮すまい費用 保険金	<p>P.5「建物の補償」の①から⑩までの事故により損害保険金をお支払いする場合において、建物に再調達価額(新価)^{*1}の20%以上の損害が生じ、または建物が住宅としての機能を著しく欠く状態となったことにより発生した仮すまいのための宿泊・賃借費用(実費)および移転費用(実費)をお支払いします。ただし、1事故につき、仮すまい費用の対象となる方の人数×1万円×支払対象日数または100万円のいずれか低い額が限度となります。</p> <p>※1: P.5「建物の補償」の※1をご覧ください。</p>
個人賠償責任 保険金	<p>次の偶然な事故により、ご本人^{*2}またはご家族^{*3}が他人にケガをさせたり、他人の物をこわしたりしたことにより法律上の損害賠償責任を負担されることによって支払うべき損害賠償金^{*4}をお支払いします(1事故につき個人賠償責任支払限度額が限度)。また、訴訟・裁判上の和解・調停・仲裁に要した費用、示談交渉に要した費用などもお支払いします。</p> <p>①日常生活にかかわる偶然な事故(海外での事故を含みます。) ②保険証券記載の住宅の所有、使用、管理に起因する偶然な事故</p> <p>※2: ご本人とは、保険証券のこの特約の本人欄に記載された方をいいます。 ※3: ご家族とは、ご本人の配偶者の方、ご本人またはその配偶者の方と生計を共にする同居のご親族の方、ご本人またはその配偶者の方と生計を共にする別居の未婚のお子様(婚姻歴のない方)をいいます。 ※4: 賠償金額の決定には事前に日本興亜損保の承認を必要とします。</p>
建物賠償責任 保険金	<p>建物の所有または管理などに起因する偶然な事故により法律上の損害賠償責任を負担されることによって支払うべき損害賠償金^{*5}をお支払いします(1事故につき建物賠償責任支払限度額が限度)。また、訴訟・裁判上の和解・調停・仲裁に要した費用、示談交渉に要した費用などもお支払いします。</p> <p>※5: 賠償金額の決定には事前に日本興亜損保の承認を必要とします。</p>
建物付属機械設備等 電氣的・機械的事故 補償特約の保険金	<p>建物の付属機械設備などについて、電氣的・機械的事故によって生じた損害について損害保険金をお支払いします。(1事故につき自己負担額1万円^{*6})</p> <p>※6: 保険証券にこれと異なる金額が表示されている場合にはその金額となります。</p> <p><電氣的・機械的事故的補償対象とならない機械設備など></p> <ul style="list-style-type: none"> ●ベルト、ワイヤロープ(エレベーターのワイヤロープは保険の対象となります。)、管球類 ●コンクリート製・ゴム製・布製の機器または器具 ●消火剤、薬液、レンガ ●ボイラ <p style="text-align: center;">など</p>
地震災害による 仮すまい費用 保険金	<p>地震等を原因とする次の事由のいずれかにより建物に住めなくなった際の宿泊・賃借費用(実費)および移転費用(実費)をお支払いします。ただし、1事故につき、仮すまい費用の対象となる方の人数×1万円×支払対象日数または100万円のいずれか低い額が限度となります。(地震保険をご契約いただいた場合に限りセットすることができます。)</p> <p>①建物に再調達価額(新価)^{*7}の20%以上の損害が生じ、または建物の焼失もしくは流失した部分の床面積が20%以上となる損害が生じたこと。 ②建物に地すべりなど急迫した危険が生じたため、その建物に居住することが不可能または危険な状態となったこと。 ③建物への電気、ガス、水道のいずれかの供給が12時間以上中断したこと。 ④建物に対し警察その他行政機関により立入禁止などの処置がとられたこと。</p> <p>※7: P.5「建物の補償」の※1をご覧ください。</p>
類焼損害保険金	<p>保険証券記載の建物またはこれに収容される家財から発生した火災、破裂または爆発によって、近隣の住宅など類焼補償対象物^{*8}が滅失、損傷または汚損(煙損害または臭気付着の損害を除きます。)した場合に、再調達価額(新価)^{*9}に基づき算定した損害額を類焼損害保険金としてお支払いします。ただし、類焼補償対象物の損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約または共済契約がある場合には、その保険金の額を差し引いた額をお支払いします。(ご契約期間(長期契約の場合は同一保険年度)を通じて1億円が限度)</p> <p>※8: 類焼補償対象物とは、居住用の建物またはその建物に収容される家財をいいます。</p> <p>次の物は類焼補償対象物から除かれます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●専用店舗、工場など、居住用以外の建物 ●保険証券記載の建物またはこれに収容される家財 ●保険証券記載の建物・家財の所有者またはその所有者と生計を共にする同居のご親族が所有する建物・家財 ●建築中または取りこわし中の建物(ただし、損害が発生したときに、世帯が現実に生活を営んでいたものは対象となります。) ●国、地方公共団体などの所有する建物 ●自動車(自動三輪車、自動二輪車を含みます。) ●通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手その他これらに類する物 ●貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価格が30万円を超える物 ●稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物 ●動物、植物 ●商品、見本品、事業用什器・備品・機械装置・道具その他事業を営むために使用される物 <p style="text-align: right;">など</p> <p>※9: 再調達価額(新価)とは、損害が生じた地および時におけるその保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力の物を再築または再取得するのに必要な額(新築・新品価格)をいいます。ただし、修理可能な場合は新築・新品価格と修理代金のいずれか低い額とします。</p>

出火元がご自宅だった場合に、
ご近所の住宅・家財に損害が生
じたときにお支払いします。



保険金をお支払いできない主な場合

建物の補償	<ul style="list-style-type: none"> ●故意、重大な過失、法令違反 ●戦争・内乱その他これらに類似の事変または暴動、核燃料物質による損害 ●地震等による損害(ただし、地震火災費用保険金はお支払いします。) ●差押え、没収などの公権力の行使 ●欠陥、自然の消耗・劣化、さび、かび、腐食その他類似の事由、虫食い ●加工・修理または調整中の作業上の過失・技術の拙劣 	<ul style="list-style-type: none"> ●すり傷、掻き傷、塗料のはがれなどの外観上の損傷で、機能に直接影響のない損害 ●詐欺・横領 ●土地の沈下・隆起などによって生じた損害 ●風・雨・雹もしくは砂塵の吹込みまたはこれらのものによる損害 	など
地震の補償	<ul style="list-style-type: none"> ●地震等が発生した日の翌日から起算して10日を経過した後に生じた損害 <p>(注) 1回の地震等による損害保険会社全社の支払保険金総額が5兆5,000億円を超える場合、お支払いする保険金は算出された支払保険金総額に対する5兆5,000億円の割合によって削減されることがあります。</p>		など (2010年4月現在)
家財の補償	<ul style="list-style-type: none"> ●故意、重大な過失、法令違反 ●戦争・内乱その他これらに類似の事変または暴動、核燃料物質による損害 ●地震等による損害(ただし、地震火災費用保険金はお支払いします。) ●差押え、没収などの公権力の行使 ●欠陥、自然の消耗・劣化、さび、かび、腐食その他類似の事由、虫食い ●加工・修理または調整中の作業上の過失・技術の拙劣 ●すり傷、掻き傷、塗料のはがれなどの外観上の損傷で、機能に直接影響のない損害 <p><保険の対象とならない家財></p> <p>①船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、カヌーおよびボートを含みます。)、航空機、自動車(自動三輪車および自動二輪車を含みます。なお、原動機付自転車は自動車には含まれないため保険の対象となります。)、ならびにこれらの付属品 ②通貨・小切手、預貯金証書、乗車券等(鉄道、船舶、バス、航空機などの乗車券・航空券(定期券を含みます。)、宿泊券、観光券および旅行券をいいます。以下同じです。)、ただし、家財をご契約の場合で、これらが保険証券記載の建物内において盗難され損害が生じたときには、次の額を限度に損害保険金をお支払いします。(1事故につき1敷地内ごとに、通貨・小切手50万円、預貯金証書200万円、乗車券等5万円) ③有価証券、印紙、切手 ④義歯、義肢またはコンタクトレンズ、メガネその他これらに類する物 ⑤動物、植物などの生物 ⑥稿本、設計書、図案、帳簿その他これらに類する物 ⑦テープ、カード、ディスク、ドラムなどのコンピュータ用の記録媒体に記録されているデータ類 ⑧商品およびこれに類する物</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●詐欺・横領または置き忘れ・紛失 ●土地の沈下・隆起などによって生じた損害 ●風・雨・雹もしくは砂塵の吹込みまたはこれらのものによる損害 ●電球・ブラウン管などの管球類に単独に生じた損害 ●楽器の弦の切断、または打楽器の打皮の破損 ●楽器の音色や音質の変化 ●建物から一時的に持ち出した自転車または原動機付自転車の盗難 	など
オプションの補償	<p>個人賠償責任保険金</p> <ul style="list-style-type: none"> ●故意による事故 ●戦争、暴動などの事変や核燃料物質の有害な特性による事故 ●地震等による事故 ●被保険者の職務遂行に直接起因する事故 <p>建物賠償責任保険金</p> <ul style="list-style-type: none"> ●故意による事故 ●戦争、暴動などの事変や核燃料物質の有害な特性による事故 ●地震等による事故 ●保険の対象となる建物を賃貸する業務以外の被保険者の職務遂行に直接起因する事故 ●同居のご親族に対する賠償責任 <p>地震災害による仮すまい費用保険金</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地震災害が発生した日の翌日から起算して10日を経過した後に生じた仮すまい費用に対しては、保険金をお支払いしません。 <p>類焼損害保険金</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ご契約者、保険の対象である建物・家財の所有者、もしくはその所有者と生計を共にする同居のご親族またはこれらの方の法定代理人の故意 ●類焼補償対象物の所有者またはその法定代理人の故意、重大な過失または法令違反 	<ul style="list-style-type: none"> ●同居のご親族に対する賠償責任 ●航空機、船舶・車両(主たる原動力が人力であるもの、原動機付身体障害者用車いすなどを除きます。) ●借用財物の損壊などによる賠償責任 ●航空機、自動車または施設外における船舶・車両(主たる原動力が人力であるもの、原動機付身体障害者用車いすなどを除きます。) ●被保険者の日常生活に起因する事故 ●屋根、扉、窓、通風筒などから入る雨または雪などにより財物がこわれたことによる事故 ●建物の修理、改造、取りこわしなどの工事に起因する事故 	など

保険金お支払い後のご契約について

次の場合を除き、保険金のお支払いが何回あってもご契約金額(保険金額)は満期日まで減額されません。損害保険金のお支払額が1回の事故でご契約金額(ただし、ご契約金額が再調達価額(新価)を超える場合は、再調達価額(新価)とします。の100%の額となった場合(この場合、保険契約は損害発生時点で終了します。)(戸建てタイプでご契約の場合)建てかえ費用補償特約により建てかえ費用保険金をお支払いした場合(この場合、ご契約は建物を取りこわした時点で終了します。)

クーリングオフについて

ご契約のお申込みの撤回または解除を申し出ることができるクーリングオフ制度がございます。詳細はお申込時にお渡しする「クーリングオフ説明書」をご覧ください。

事故が発生した場合のお手続き

- ただちにご連絡ください。**
万一事故が発生した場合には、次のいずれかにただちにご連絡ください。ただちにご連絡をいただけませんと保険金を削減してお支払いする場合がありますのでご注意ください。
・取扱代理店 ・最寄りの日本興亜損保 【日本興亜損保の受付時間：平日の9:00～17:00(土日、祝日、12/31～1/3を除きます。)]
※ご連絡先の電話番号はご契約後にお送りする保険証券に記載しています。
- 「**休日事故現場急行サービス**」がご利用いただけます。
休日の火災または水濡れにより、お住まいや家財に損害が生じた場合に、すぐに駆けつけて、初期対応(保険金支払いまでの流れや補償対象となる損害についてのご説明など)や損害調査を実施します。
・休日事故現場急行サービス **0120-258-110(携帯電話・PHSからもご利用いただけます。)**【サービス提供時間：土日、祝日、12/31～1/3の9:00～17:00】
- 必ず事前にご相談ください。**
賠償事故にかかわる示談交渉は、必ず日本興亜損保とご相談いただきながらおすすめてください。
- 事故のご連絡をいただいた場合には、取扱代理店または日本興亜損保より保険金請求手続きに関してご案内いたします。**

- 保険料をお払込みの際は、日本興亜損保所定の保険料領収証を交付することといたしておりますので、お確かめください。
- 保険証券は大切に保管してください。ご契約後1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、最寄りの日本興亜損保にお問い合わせください。
- このパンフレットは「フルハウス」「フルハウスロング」の概要を説明したものです。さらに詳しい内容をお知りになりたい場合は「安心ガイド(ご契約のしおり)」をご用意しておりますので、取扱代理店または日本興亜損保にお問い合わせください。
- ご契約者と被保険者が異なる場合は、このパンフレットに記載された内容を必ず被保険者の方にもお読みいただくようお願いいたします。
- ご契約に際しては、契約申込書付属の「契約概要」「注意喚起情報」を必ずお読みください。また、「ご契約内容がご希望に沿っていること」「保険料算出に関わる事項が正しいこと」を確認させていただきますので、ご協力くださるようお願いいたします。**
- ご契約の手続きその他ご不明な点については取扱代理店または日本興亜損保にお問い合わせください。
- 取扱代理店は、日本興亜損保との委託契約に基づき、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務などの代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいた有効に成立したご契約につきましては、日本興亜損保と直接契約されたものとなります。
- 「フルハウス」「フルハウスロング」はすまいる総合保険のペットネームです。



日本興亜損害保険株式会社

〒100-8965 東京都千代田区霞が関3-7-3
 お客様サポート室 0120-919-498
 受付時間：平日の9:00～17:00(土日、祝日、12/31～1/3を除きます。)
 ホームページアドレス <http://www.nipponkoa.co.jp>

●お申込み・お問合せは下記の取扱代理店まで